

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	・後期高齢者医療保険給付等管理ファイル	
保有する行政機関の名称	安中市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部 国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	・後期高齢者医療保険に係る保険給付事務に利用する	
記録項目	1 識別番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 住所、6 電話番号、7 所得区分、8 給付口座情報、9 給付金額	
記録範囲	・後期高齢者医療保険加入者及びその世帯員	
記録情報の収集方法	・本人 ・同一実施機関内の管理情報 ・群馬県後期高齢者医療広域連合からの情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含む ☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☒ 有（住民福祉課） ☐ 無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）安中市総務部行政課文書法規係 （所在地）〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23-13	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種類	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	・後期高齢者医療保険健診等管理ファイル	
保有する行政機関の名称	安中市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部 国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	・高齢者健診、高齢者人間ドック事務に利用する	
記録項目	1 識別番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 住所、6 電話番号	
記録範囲	・後期高齢者医療保険加入者 ・高齢者人間ドック申請・受診者	
記録情報の収集方法	・本人 ・同一実施機関内の管理情報 ・群馬県後期高齢者医療広域連合からの情報 ・群馬県国民健康保年団体連合会からの情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含む ☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☒ 有（住民福祉課、健康づくり課 ） ☐ 無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）安中市総務部行政課文書法規係	
	（所在地）〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23-13	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	・後期高齢者医療保険資格等管理ファイル	
保有する行政機関の名称	安中市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部 国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	・後期高齢者医療保険資格事務における本人の資格審査事務に利用する	
記録項目	1 識別番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 住所、6 電話番号、7 加入履歴、8 所得区分、9 証発行記録	
記録範囲	・後期高齢者医療保険加入者及びその世帯員	
記録情報の収集方法	・本人 ・同一実施機関内の管理情報 ・群馬県後期高齢者医療広域連合からの情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含む ☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☒ 有（住民福祉課 ） ☐ 無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）安中市総務部行政課文書法規係 （所在地）〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23-13	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種類	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	・後期高齢者医療保険料徴収等管理ファイル	
保有する行政機関の名称	安中市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部 国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	・後期高齢者医療保険に係る保険料徴収事務に利用する	
記録項目	1 識別番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 住所、6 電話番号、7 所得情報、8 後期高齢者医療保険料額、9 給付記録、10 口座情報	
記録範囲	・後期高齢者医療保険加入者及びその世帯員	
記録情報の収集方法	・本人 ・同一実施機関内の管理情報 ・群馬県後期高齢者医療広域連合からの情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含む ☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☒ 有（住民福祉課、収納課、高齢者支援課） ☐ 無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）安中市総務部行政課文書法規係	
	（所在地）〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23-13	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険資格等管理ファイル	
保有する行政機関の名称	安中市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国保資格の取得、変更、喪失等の事務に利用する。	
記録項目	1識別番号、2氏名、3性別、4年齢・生年月日、5住所・電話番号、6続柄、7国保異動履歴	
記録範囲	国保被保険者及び世帯主	
記録情報の収集方法	国保異動届により	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☒ 有(住民福祉課・市民課・税務課・収納課) ☐ 無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部行政課文書法規係	
	(所在地) 〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23-13	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	☐ 有 ☒ 無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第2条第6項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第2条第6項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案 の募集をする個人情報ファイルで ある旨	—
行政機関等匿名加工情報の提案 を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案を受ける組織 の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案をすることがで きる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報 が含まれているときはその旨	—
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険診療報酬明細書情報等管理ファイル	
保有する行政機関の名称	安中市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	診療報酬明細書による医療費支払計算の過誤等の点検事務に利用する。	
記録項目	1識別番号、2氏名、3性別、4年齢・生年月日、5住所・電話番号、6受診内容・受診歴	
記録範囲	医療機関受診者	
記録情報の収集方法	診療報酬明細書により	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含む ☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☒ 有(住民福祉課) ☐ 無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部行政課文書法規係	
	(所在地) 〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23-13	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	☐ 有 ☒ 無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第2条第6項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第2条第6項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案 の募集をする個人情報ファイルで ある旨	—
行政機関等匿名加工情報の提案 を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案を受ける組織 の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案をすることがで きる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報 が含まれているときはその旨	—
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	・ 国民年金資格等管理ファイル	
保有する行政機関の名称	安中市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部 国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	・ 国民年金資格管理に関する事務のために利用する	
記録項目	1 識別番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 住所、6 電話番号、7 所得情報、8 資格得喪履歴、9 免除履歴	
記録範囲	・ 国民年金加入者及びその世帯員	
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 同一実施機関内の管理情報 ・ 日本年金機構からの情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含む ☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☒ 有（住民福祉課、子ども課 ） ☐ 無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）安中市総務部行政課文書法規係	
	（所在地）〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23-13	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	・ 国民年金受給等管理ファイル	
保有する行政機関の名称	安中市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部 国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	・ 国民年金受給者に係る裁定請求、審査事務に利用する	
記録項目	1 識別番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 住所、6 電話番号、7 年金コード	
記録範囲	・ 国民年金加入者及びその世帯員	
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 同一実施機関内の管理情報 ・ 日本年金機構からの情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含む ☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☒ 有（住民福祉課、子ども課 ） ☐ 無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）安中市総務部行政課文書法規係	
	（所在地）〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23-13	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特定健診等管理ファイル	
保有する行政機関の名称	安中市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	特定健康診査の健診結果記録の事務に利用する。	
記録項目	1識別番号、2氏名、3性別、4年齢・生年月日、5住所・電話番号、6受診内容・受診歴	
記録範囲	特定健診受診者	
記録情報の収集方法	国保連合会、健診実施医療機関からの健康診査個人結果票により	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含む ☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☒ 有(健康づくり課・住民福祉課) ☐ 無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部行政課文書法規係	
	(所在地) 〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23-13	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	☐ 有 ☒ 無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第2条第6項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第2条第6項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案 の募集をする個人情報ファイルで ある旨	—
行政機関等匿名加工情報の提案 を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案を受ける組織 の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案をすることがで きる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報 が含まれているときはその旨	—
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	・福祉医療給付等管理ファイル	
保有する行政機関の名称	安中市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部 国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	・福祉医療事務における給付事務に利用する	
記録項目	1 識別番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 住所、6 電話番号、7 所得情報、8 口座情報、9 給付金額	
記録範囲	・福祉医療費受給資格者及びその世帯員	
記録情報の収集方法	・本人 ・同一実施機関内の管理情報 ・国民健康保険団体連合会からの情報 ・加入医療保険者等への照会（本人同意あり）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含む ☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☒ 有（住民福祉課） ☐ 無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）安中市総務部行政課文書法規係 （所在地）〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23-13	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	・福祉医療資格等管理ファイル	
保有する行政機関の名称	安中市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部 国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	・福祉医療事務における本人の資格審査事務に利用する	
記録項目	1 識別番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 住所、6 電話番号、7 加入履歴、8 所得情報、9 証発行記録、10 保険証情報	
記録範囲	・福祉医療費受給資格者及びその世帯員	
記録情報の収集方法	・本人 ・同一実施機関内の管理情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含む ☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☒ 有（住民福祉課 ） ☐ 無	
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	（名 称）安中市総務部行政課文書法規係	
	（所在地）〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23-13	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	